

北海道高齢者虐待対応専門職チーム運営委員会規則

2016年6月21日制定

地域包括支援センター支援委員会

(目的)

第1条 この規則は、北海道高齢者虐待対応専門職チーム(以下、「専門職チーム」という。)の業務を円滑に実施するため、運営委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の団体から選出された者により、構成する。

- (1) 北海道弁護士会連合会 2名以上10名以内
- (2) 公益社団法人北海道社会福祉士会 2名以上10名以内

(役員)

第3条 委員会には、委員長1名、副委員長2名(弁護士・社会福祉士各1名)を置き、その選出は委員の互選とする。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、以下の内部業務を行う。

- (1) 担当チームからの報告受理及び評価並びに助言指導
- (2) 担当チームの人選及び配点の調整
- (3) 専門職チーム登録者の選任と登録者名簿の管理
- (4) 専門職チーム登録者に対する研修等の立案と実施
- (5) 高齢者虐待等に関する研修等の立案及び実施
- (6) その他の関連する業務

(専門職チームの編成)

第5条 北海道高齢者虐待対応専門職チームは高齢者虐待に精通した会員によって編成し、この専門職チームに登録された会員(弁護士・社会福祉士)(以下「チーム登録者」という。)によって地方公共団体から支援の申込みを受けた事案を担当する。

2 チーム登録者は、北海道弁護士会連合会及び公益社団法人北海道社会福祉士会がそれぞれ人選する。

(専門職チームの業務受付窓口)

第6条 委員会の事務局及び業務受付窓口は、次のとおりとする。

住 所：札幌市中央区北2条西7丁目かでの2. 7 4階 公益社団法人北海道社会福祉士会内

電 話：011-213-1313

FAX：011-213-1314

2 業務受付窓口は、地方公共団体から、養護者による高齢者虐待等に関する具体的事案に係る支援の申込みを受け付ける。

3 専門職チームの事務は、事務局又は委員会の構成員が行うものとする。

(担当チームの選任と事務連絡)

第7条 地方公共団体から前条第2項に基づく申込みがあった場合は、委員会は速やかに、チーム登録者の中から、少なくとも弁護士1名及び社会福祉士1名からなる当該案件の担当者2名（以下、この当該具体的案件に対応する担当者2名を「担当チーム」という。）を選任する。

2 担当チームの人選は、事案の性質や地域等をふまえて行うものとする。

3 担当チームが選任されたときは、事務局は、地方公共団体に対して、担当チームの氏名・連絡先などを通知するものとする。

4 担当チームは、地方公共団体との間で相互に情報を交換し、会議を通じて、当該事案に対応するものとする。

(担当チームの対応方法)

第8条 担当チームは、地方公共団体に対して高齢者虐待の事実や対応経過等の報告を踏まえ、互いに専門知識を活かし次に掲げることを行う。

(1) 養護者による高齢者虐待又は高齢者虐待が疑われる事案に関する検討及びそれに係る判断会議又は高齢者虐待対応に対する助言

(2) 事例検証会議への出席・助言

(3) 研修の講師・参加

(担当チームの報告)

第9条 担当チームは、地方公共団体及び委員会に前条に定める対応方法を報告し、対応内容の適切性に関して委員会又は委員会が委託したチーム登録者による継続的な評価や助言を受けるものとする。

(担当チームの事務の終了)

第10条 担当チームは、当該事案の対応を終了し、別に定める報告書を事務局に報告した時点をもって終了するものとする。

(守秘義務)

第11条 担当チームは、業務上知り得た秘密は、善良なる管理者の注意を持ってこれを管理するものとし、これを他に漏洩してはならず、これは専門職チーム構成員を退いた後も同様とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるものの他必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年6月21日から施行する。